

半田市立半田病院・常滑市民病院地方独立行政法人化支援業務委託
候補者選定プロポーザル評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 半田市立半田病院（以下「半田病院」という。）は、半田市立半田病院・常滑市民病院地方独立行政法人化支援業務委託候補者（以下「候補者」という。）の評価を行うため、候補者選定プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、候補者を評価し、その結果を半田市長（以下「市長」という。）に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 半田病院長及び常滑市民病院長（職務代理者）
- (2) 半田病院副院長から1名及び常滑市民病院副院長から1名
- (3) 半田市職員から2名及び常滑市職員（病院事業職員を含む。）から2名

2 委員の定数は8名とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長を半田病院長、副委員長を常滑市民病院長（職務代理者）とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、半田病院事務局管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月5日から施行する。